

市営住宅とみなし特定公共賃貸住宅の入居者を募集しています



◆募集期間および対象住宅(定期募集) 10月15日(火)~28日(月)

町名	団地名	建築年度	構造	市営住宅					みなし特定公共賃貸住宅
				1DK	2DK	3DK	ペット可	車いす対応	
高田町	中田	H 27	RC	-	1戸	-	-	-	常時申し込みのみ、受け付けています。
米崎町	脇の沢	H 29	RC	-	2戸	1戸	-	-	
気仙町	水上	H 26	RC	-	1戸	-	-	-	
広田町	大野	H 27	RC	-	1戸	1戸	-	-	

◆家賃

入居世帯の総所得、団地、間取りによって決定します。世帯ごとに異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆申込資格(①~③のすべてに該当する人)

(1) 市営住宅(住宅に困窮する低額所得者を対象とした住宅)

- ① 入居しようとする世帯全員の所得総額が月額158,000円以下の世帯  
※高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯、18歳以下の人がいる世帯、妊婦がいる世帯については月額214,000円以下の世帯
- ② 転勤や結婚などのために現に住宅に困っている人
- ③ 申込者および同居しようとする入居者が暴力団員でないこと。

(2) みなし特定公共賃貸住宅(中堅所得者層を対象とし、優良な住環境を提供するための住宅)

- ① 入居しようとする世帯全員の所得総額が月額158,000円以上487,000円以下の世帯
- ② 次のいずれかに該当する人
  - ・満40歳以下の人
  - ・満41歳以上で親族と同居して入居する人、または1年以内に親族と同居を予定している人
  - ・勤務状況などにより親族との同居が困難な人
- ③ 申込者および同居しようとする入居者が暴力団員でないこと。



◆必要書類(郵送は不可となりますので、以下の提出先まで持参してください)

- ① 入居申込書(市役所建設課、市営住宅管理センターで配布。市営住宅管理センターホームページからもダウンロードできます。)
- ② 入居希望者全員の**本籍が記載された住民票**(市役所市民課発行)
- ③ 18歳以上(高校生を除く)の入居希望者全員の**所得課税扶養証明書**(市役所市民課・税務課発行)
- ④ **障害者手帳の写し**(障がいのある人)
- ⑤ **納税証明書**…滞納があった場合、入居者を選考する際に、著しく不利な取り扱いとなります。  
※取得する際には税目ごとではなく、「滞納がないことを一括で証明する内容」と窓口でお話してください。(市役所市民課・税務課発行)

◆提出先…陸前高田市営住宅管理センター(指定管理者:株式会社長谷川建設)

〒029-2205 陸前高田市高田町字西和野200番地

常時募集  
しています

これまでの定期募集で入居者が決まらなかった空き部屋については、**募集期間を定めずに、常時申し込みが可能となっています。**  
申し込みが可能な部屋については、お問い合わせください。

問い合わせ先 陸前高田市営住宅管理センター ☎0192(47)5180 または 市役所建設課管理係(内線446)

移住者や若者の住宅取得を支援しています



市では、移住者や若者を対象に、住宅取得の支援を行っています。

移住定住助成金

商品券で支給

- ◆対象者…市内に転入し、転入前の1年から転入後3年以内に住宅を取得した人
- ◆対象経費…住宅の建築費・購入費、中古住宅の購入に伴う改修費
- ◆補助金額…対象経費の5分の1(上限100万円、Uターン者の場合は上限30万円)  
+子育て加算(※)100万円(1世帯あたり)

<ご注意ください>

[移住定住助成金]は令和7年度から、助成対象者が59歳以下の申請者のみに変更となります。申請漏れのないようご注意ください。

若者定住助成金

商品券で支給

- ◆対象者…市内に住所を有する39歳以下の人(申請時点)で、市内で新たに住宅を取得した人
- ◆対象経費…住宅の建築費・購入費、中古住宅の購入に伴う改修費
- ◆補助金額…対象経費の5分の1(上限50万円)+子育て加算(※)50万円(1世帯あたり)

※申請年度の4月1日時点で同一世帯に18歳未満の子どもがいる場合に該当

なお、この他にも対象者には細かな条件がありますので、詳しくはQRコードから確認のうえ、不明な点はお問い合わせください。



問い合わせ先 市役所観光交流課定住交流係(内線413)

特設行政相談所開設のお知らせ



総務省では、行政相談制度が広く国民に理解され、また利用されるよう、本年度から9月および10月の2カ月間を「行政相談月間」と決めました。

行政相談は、行政などへの苦情や相談を広くお聴きし、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

この月間にちなみ、行政相談委員が特設相談所を開設します。相談は無料で秘密は守られます。困りごとがある人や定例の市民相談に行くことが難しい人は、この機会にぜひご利用ください。

- ◆日時…10月16日(水) 午前10時~午後3時
- ◆場所…アバッセたかた パブリックスペース
- ◆行政相談委員…菅野光広氏、千葉徳次氏
- ◆その他…定例の市民相談は、原則、毎月第2水曜日の午前10時から正午まで、また午後1時から3時まで、市コミュニティホールで行っています。



問い合わせ先 市役所まちづくり推進課生活環境係(内線127)